

嘉麻市企業誘致条例

(目的)

第1条 この条例は、市内に事業所の新設又は増設(以下「新設等」という。)を行う企業に対して、必要な奨励措置を講ずることにより、本市への企業誘致を促進し、もって産業の振興と雇用の増大を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 事業を営む法人又は個人をいう。
- (2) 事業所 企業がその事業の用に直接供する施設(土地を含む。)をいう。
- (3) 新設 市内に事業所を有しない企業が市内に新たに事業所を設置すること又は市内に事業所を有する企業が現に行っている事業と異なる事業の事業所を市内に設置することをいう。
- (4) 増設 市内に事業所を有する企業が事業規模を拡大する目的で、既存の事業所を拡張し、又は現に行っている事業と同一の事業の事業所を市内に設置することをいう。
- (5) 投下固定資産総額 企業が事業所の新設等に伴い、土地、家屋及び償却資産を新たに取得するために要した経費の合計額をいう。
- (6) 新規雇用者 企業が事業所の新設等に伴い新たに雇用した雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者をいう。

(対象事業所)

第3条 この条例による奨励措置の対象となる事業所(以下「対象事業所」という。)は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 規則に定める事業の用に供する事業所であること。
- (2) 投下固定資産総額が2,700万円以上であること。
- (3) 新規雇用者の数が、事業所を新設する場合にあっては5人以上、事業所を増設する場合にあっては2人以上であること。
- (4) 市税及び本市に関する使用料等の滞納がないこと。

(奨励措置)

第4条 市長は、対象事業所の新設等をする企業(以下「対象企業」という。)に対し、次に掲げる奨励措置を行うことができる。

- (1) 資金のあっせん
- (2) 市有財産の優先的貸付け又は10年以内の貸付料の減免
- (3) 市有普通財産の優先的譲渡又は譲渡価格の低減
- (4) 事業所等用地のあっせん
- (5) 道路、排水溝、上水道等公共施設の整備
- (6) 対象事業所に係る固定資産税の課税免除
- (7) その他市長が特に必要と認める事項

2 前項第6号の課税免除を行う期間は、初めて当該課税免除を行う年度(以下「初年度」という。)以降5年以内とし、課税免除の率は、初年度から起算して3年度までは100パーセント、4年度目は60パーセント、5年度目は30パーセントとする。

3 前項の規定にかかわらず、課税免除を受けようとする対象企業が、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第31条及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成1

9年法律第40号)第26条の規定の適用を受けない場合は、前項の課税免除の率にそれぞれ2分の1を乗じた率とする。

(奨励措置の適用の申請及び決定)

第5条 前条に規定する奨励措置を受けようとする対象企業は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、奨励措置の適用についてその適否を決定し、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、第1項の規定による申請をした対象企業が次の各号に該当するときは、奨励措置を適用しないものとする。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

(2) 暴力団員が役員となっているとき。

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するとき。

4 市長は、必要があると認めるときは、奨励措置の適用の決定に条件を付すことができる。

(申請内容等の変更の承認)

第6条 前条第2項の規定により奨励措置の適用の決定を受けた対象企業(以下「適用企業」という。)は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

(1) 対象事業所に係る事業を開始し、休止し、又は廃止したとき。

(2) 前条第1項の規定により申請した内容に変更があったとき。

(地位の承継)

第7条 適用企業は、相続、合併、譲渡その他の事由が生じたときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、対象事業所に係る事業が承継されることに限り、当該適用企業の地位の承継を認めることができる。

(奨励措置の適用の決定の取消し等)

第8条 市長は、適用企業が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励措置の全部若しくは一部の取消し又は停止(以下「奨励措置の取消し等」という。)をすることができる。

(1) 第3条各号に掲げる要件を欠いたとき。

(2) 事業所を休止し、若しくは廃止したとき、又は事業所が休止若しくは廃止の状態にあると認められるとき。

(3) 事業所を事業の目的のために使用せず、他の用途に供したとき。

(4) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為があったとき。

(5) 偽りその他不正の手段により奨励措置を受けたとき。

(6) その他市長が奨励措置を行うことが適当でないとしたとき。

2 市長は、奨励措置の取消し等を行ったときは、必要な措置を講ずることができる。

(企業誘致審議会の設置)

第9条 市長は、奨励措置及び前条の規定による処分の適正を図るため、地

方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、嘉麻市企業誘致審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（報告及び調査）

第10条 市長は、適用企業に対し、事業の実施、雇用状況等について報告を求め、実地を調査し、又は必要な指示を行うことができる。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（嘉麻市工場等誘致条例の廃止）

2 嘉麻市工場等誘致条例（平成18年嘉麻市条例第127号）は、廃止する。

（嘉麻市工場等誘致条例の廃止に伴う経過措置）

3 この条例の施行の際現に廃止前の嘉麻市工場等誘致条例第3条又は第5条の規定により、奨励措置を受けている者については、なお従前の例による。

